

## 県庁及び地域機関の手続きで キャッシュレス決済が利用できます

群馬県では、窓口での現金や県証紙以外による納付方法の多様化を進めています。  
今回、一部の県庁内の手続きや地域機関での手続きでの支払いにおいて、キャッシュレス決済を導入します。

### 1 設置窓口および対象の手続き

窓口	所在地	対象手続き
キャッシュレス総合窓口 (県庁3階 会計管理課内)	前橋市大手町	第一種フロン類充填回収業者登録(新規 / 更新)
		屋外広告業登録手数料(新規 / 更新)
		宅地建物取引士登録手数料 宅地建物取引士証再交付手数料 宅地建物取引士登録移転手数料
		遊技機検定申請手数料(新規)
産業技術センター(本所)	前橋市亀里町	施設・機械使用料 試験・分析手数料
動物愛護センター(本所)	佐波郡玉村町	第一種動物取扱業の登録手数料
		第一種動物取扱業の登録更新手数料
		動物取扱責任者研修受講料
		特定動物の飼養又は保管の許可
		特定動物の飼養又は保管の許可の継続許可
		犬又は猫の引き取り(生後60日以上 / 60日未満)
		収容された犬の返還手数料 収容された犬の返還手数料に収容日数1日毎の追加手数料
群馬会館	前橋市大手町	施設・機械器具使用料
昭和庁舎	前橋市大手町	施設使用料

### 2 開始日

令和5年10月2日(月)

### 3 決済手段

クレジットカード：VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club  
電子マネー：交通系電子マネー(Suica等)、iD、QUICPay、楽天Edy、WAON、nanaco  
2次元コード：d払い、PayPay、au PAY、楽天PAY、メルペイ、Alipay、WeChat Pay